解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年十二月一日存続期間満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年二月二十四日

石川県金沢市平和町一丁目三番一号
財団法人石川県ユース・ホステル協会
代表清算人　白江　亨
代表清算人　二木　英之

解散公告（第二回）

当基金は、平成二十六年一月二十日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年二月七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年二月二十四日

埼玉県さいたま市南区鹿手袋四丁目一番七号
埼玉県建設業厚生年金基金
清算人　古郡　一成

解散公告（第二回）

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年二月二十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年二月二十四日

東京都台東区上野一丁目一五番一〇号
三大商事株式会社
清算人　宮島　哲也

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年十二月十八日責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年二月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年二月二十四日

富山県高岡市常国一一七番地　大悲寺
清算人　永田　龍祥

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年十二月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年二月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年二月二十四日

京都市東山区新門前通大和大路東入四丁目
松原町二八九番地　財団法人京都養正社
清算人　頼　政忠

解散公告（第二回）

当法人は解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年二月二十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年二月二十四日

京都市伏見区竹田向代町五一番地五
社団法人京都府自家用自動車協会
代表清算人　松尾　一郎

解散公告（第二回）

当公社は、平成二十六年一月十七日大阪府知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年二月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年二月二十四日

大阪府羽曳野市誉田四丁目一番一号羽曳野
市役所内　羽曳野市土地開発公社
代表清算人　安部　孝人

解散公告（第二回）

当基金は、平成二十六年一月二十九日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年二月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年二月二十四日

大阪府東大阪市小阪一丁目一一番三―二三一号
大阪線材製品厚生年金基金
代表清算人　金井　寛也

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年十月十五日開催の理事会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十六年二月二十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年二月二十四日

大阪市港区波除四丁目一番三七号
社会福祉法人大阪府総合福祉協会
清算人　谷元　達夫

解散公告（第二回）

当公社は、平成二十六年一月十七日奈良県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年二月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年二月二十四日

奈良県桜井市大字粟殿四三二番地の一
桜井市土地開発公社
清算人　元田　清士

解散公告（第二回）

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十六年二月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年二月二十四日

高知県高岡郡越知町黒瀬四〇二番地
黒瀬淳民報徳社
清算人　片岡　聖徳

解散公告（第三回）

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第四十六条の規定により、平成二十五年十二月一日解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十六年二月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年二月二十四日

岐阜県大垣市宮町一丁目一一番地
財団法人西濃文化洋裁学院
清算人　小野　淳子

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、平成二十六年三月二十八日までにお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
　掲載の日付　平成二十六年一月二十一日
　掲載頁　四十三頁（号外第十二号）

（乙）左記のとおりです。

平成二十六年二月二十四日

東京都世田谷区喜多見五丁目二六番二七号
（甲）東京シェルパック株式会社
代表取締役　宮加谷啓史

東京都世田谷区喜多見五丁目二六番二七号
（乙）成城物産株式会社
代表取締役　宮加谷啓史

第40期決算公告

平成26年2月24日
東京都世田谷区喜多見五丁目26番27号
成城物産株式会社
代表取締役　宮加谷啓史

貸借対照表の要旨

（平成25年9月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	13,789
	固定資産	2,080
	合計	15,869
負債及び純資産の部	流動負債	120
	固定負債	—
	株主資本合計	15,749
	資本金	10,000
	利益剰余金	5,749
	利益準備金	200
	その他利益剰余金	5,549
	（うち当期純利益）	(15)
	合計	15,869

「決算公告」は、信頼と実績のある
官　報　をご利用ください。
独立行政法人　国立印刷局